

令和 7 年

奈良市議会 3 月定例会
提出議案（別冊）

奈良市

目 次

奈良市議案第 43 号	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について……………	1
〃 第 44 号	奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について……………	25
〃 第 45 号	奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正について……………	40
〃 第 46 号	奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について……………	42

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「、「100分の68.75」」を「「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」に改める。

第25条第2項第1号中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000

2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	

26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		

74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			

98	300,600	348,800							
99	301,000	349,200							
100	301,400	349,500							
101	301,600	349,800							
102	301,900	350,200							
103	302,200	350,600							
104	302,500	351,000							
105	302,700	351,500							
106	303,000	351,900							
107	303,300	352,300							
108	303,600	352,700							
109	303,800	353,200							
110	304,200	353,600							
111	304,600	353,900							
112	304,900	354,200							
113	305,100	354,700							
114	305,300								
115	305,600								
116	306,000								
117	306,200								
118	306,400								
119	306,700								
120	307,000								

	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

第2条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条の2第2項中「で、かつ、市長が規則で定める基準に従い任命権者が」を「において」に改める。

第7条第4項中「（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給）」を削り、同条中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（前項に規定する職員を除く。）を昇給させる場合の昇給の号給数は、第4項の規定にかかわらず市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。

第12条ただし書中「次条第1号及び第3号から第6号まで」を「次条第2号から第5号まで」に改め、「配偶者、」を削り、「が9級以上」を「が8級」に改め、「（以下「給料表9級以上職員」という。）」を削る。

第12条の2中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条第1項中「配偶者、」を削り、「が8級」を「が7級」に改め、「（以下「給料表8級職員」という。）」を削り、「前条第2号」を「前条第1号」に、「10,000円」を「13,000円」に改め、同条第2項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第14条及び第15条を次のように改める。

（扶養手当の支給）

第14条 前3条に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第15条 削除

第16条の2（見出しを含む。）中「扶養手当及び」を削る。

第16条の4第1項第1号中「道路（以下この項及び次項）」を「道路（以下この条）」に改め、同条第2項第1号本文中「この号」を「この条」に、「という。）」を「という。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（この項及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。）を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間に月数を乗じて得た額とする。

第16条の5第1項を次のように改める。

勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなつた職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

第16条の5第3項を次のように改める。

- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、職員となる直前の住居から職員となつた直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第22条の2第1項中「週休日又は祝日法による休日等」を「週休日、祝日法による休日又は年末年始の休日等」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「12,000円」を「13,000円」に改め、「（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削り、同項第2号中「6,000円」を「6,500円」に改める。

第24条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項

中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を、「100分の70」に改める。

第25条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第27条の2中「第15条」を「第14条」に、「、第16条第3項及び第16条の3」を「及び第16条第3項」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 円							
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	428,700		

14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	430,000
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	431,300
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	432,500
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	448,200

	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	449,300
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	450,600
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	450,900
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	
定年前再任用	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	

短時間 勤務職 員以外 の職員	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300		
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800		
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400		
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700		
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100		
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500		
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900		
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200		
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500		
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800		
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000		
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200		
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		

86	256,000	297,100	346,000
87	256,300	297,400	346,400
88	256,600	297,700	346,800
89	256,900	298,000	347,000
90	257,200	298,300	347,400
91	257,500	298,600	347,800
92	257,800	299,000	348,200
93	258,100	299,200	348,400
94		299,400	348,800
95		299,700	349,200
96		300,100	349,500
97		300,300	349,800
98		300,600	350,200
99		301,000	350,600
100		301,400	351,000
101		301,600	351,500
102		301,900	351,900
103		302,200	352,300
104		302,500	352,700
105		302,700	353,200
106		303,000	353,600
107		303,300	353,900
108		303,600	354,200

	109		303,800	354,700					
	110		304,200						
	111		304,600						
	112		304,900						
	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月 額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	362,700	396,200	448,000

別表第2の6級の項を削り、同表7級の項中「7級」を「6級」に改め、「相当の経験を有する」を削り、同表8級の項中「8級」を「7級」に改め、同表9級の項中「9級」を「8級」に改め、同表10級の項を削る。

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「380,000」を「392,000」に、「427,000」を「440,000」に、「477,000」を「492,000」に、「539,000」を「555,000」に、「615,000」を「634,000」に、「718,000」を「740,000」に改める。

第6条第2項中「、「100分の170」を「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」に改める。

第4条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第3項とする。

第6条第1項中「第15条」を「第14条」に、「、第22条及び第25条」を「及び第22条」に改め、同条第2項中「第2条第1項、」を削り、「及び第24条第2項」を「、第24条第2項及び第25条第2項第1号」に改め、「、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と」を削り、「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第25条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

第6条の2第1項中「第7条第9項」を「第7条第1項」に改め、同条第2項中「第7条の2」を「第7条第10項」に改める。

第6条の3第1項中「第9項」を「第10項」に改め、同条第2項中「第15条」を「第14条」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第5項から第12項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の奈良市一般職

の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「第3条改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の廃止）

- 3 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和6年奈良市条例第30号）は、廃止する。

（給与の内払）

- 4 第1条改正後の給与条例又は第3条改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後の給与条例の規定による給与又は第3条改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（特定の職務の級の切替え）

- 5 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

- 6 切替日の前日において第1条改正後の給与条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第2に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級及び切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 7 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長が定めるこれに準ずるものとした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

8 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条改正後の給与条例及びこれに基づく市長が定める規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

9 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例(以下「第2条改正後の給与条例」という。)第12条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは、「対しては、支給せず、次条第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、別表第1の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものに対しては」と、第12条の2

「(5) 重度心身障害者

中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と

と、第13条中「13,000円」とある同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」

のは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

10 第2条改正後の給与条例第16条の4第3項及び第16条の5第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

11 奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条の4第1項各号を次のように改める。

(1) 第1号区分 65,000円

(2) 第2号区分 59,550円

(3) 第3号区分 54,150円

(4) 第4号区分 32,500円

(5) 第5号区分 27,100円

(6) 第6号区分 21,700円

(7) 第7号区分 零

(奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正)

1 2 次に掲げる条例の規定中「附則第 9 条第 3 項」を「附則第 9 条第 2 項」に改める。

(1) 奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 7 年奈良市条例第 7 0 号）附則第 2 項

(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例（平成 1 0 年奈良市条例第 6 号）附則第 2 項

(3) 公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例（平成 1 4 年奈良市条例第 1 0 号）附則第 4 条

(4) 奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年奈良市条例第 7 号）附則第 4 項（委任）

1 3 附則第 3 項から第 1 0 項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表第 1 職務の級の切替表（附則第 5 項関係）

旧級	新級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	3 級
4 級	4 級
5 級	5 級
6 級	6 級
7 級	
8 級	7 級
9 級	8 級
1 0 級	

附則別表第 2 職員の号給の切替表（附則第 6 項関係）

旧級 旧号給	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1

2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
1 0	6	2	2	1	1	1	1	2
1 1	7	3	3	1	1	1	1	2
1 2	8	4	4	1	1	1	1	2
1 3	9	5	5	1	1	1	1	2
1 4	1 0	6	6	1	1	1	1	3
1 5	1 1	7	7	1	1	1	1	3
1 6	1 2	8	8	1	1	1	1	3
1 7	1 3	9	9	1	1	1	1	3
1 8	1 4	1 0	1 0	1	2	1	2	3
1 9	1 5	1 1	1 1	1	3	1	2	4
2 0	1 6	1 2	1 2	1	4	1	2	4
2 1	1 7	1 3	1 3	1	5	1	2	4
2 2	1 8	1 4	1 4	1	6	1	2	
2 3	1 9	1 5	1 5	1	7	1	3	
2 4	2 0	1 6	1 6	1	8	2	3	
2 5	2 1	1 7	1 7	1	9	2	3	
2 6	2 2	1 8	1 8	1	1 0	2	3	
2 7	2 3	1 9	1 9	1	1 1	2	4	
2 8	2 4	2 0	2 0	1	1 2	3	4	
2 9	2 5	2 1	2 1	1	1 3	3	4	
3 0	2 6	2 2	2 2	2	1 4	3	4	

3 1	2 7	2 3	2 3	3	1 5	3	5	
3 2	2 8	2 4	2 4	4	1 6	3	5	
3 3	2 9	2 5	2 5	5	1 7	3	5	
3 4	3 0	2 6	2 6	5	1 8	4	5	
3 5	3 1	2 7	2 7	6	1 9	4	6	
3 6	3 2	2 8	2 8	6	2 0	4	6	
3 7	3 3	2 9	2 9	7	2 1	4	6	
3 8	3 4	3 0	3 0	7	2 2	4	6	
3 9	3 5	3 1	3 1	8	2 3	4	6	
4 0	3 6	3 2	3 2	8	2 4	4	7	
4 1	3 7	3 3	3 3	9	2 5	4	7	
4 2	3 8	3 4	3 4	9	2 6	5		
4 3	3 9	3 5	3 5	1 0	2 7	5		
4 4	4 0	3 6	3 6	1 0	2 8	5		
4 5	4 1	3 7	3 7	1 1	2 9	5		
4 6	4 2	3 8	3 8	1 1	3 0			
4 7	4 3	3 9	3 9	1 2	3 1			
4 8	4 4	4 0	4 0	1 2	3 2			
4 9	4 5	4 1	4 1	1 3	3 3			
5 0	4 6	4 2	4 2	1 3	3 4			
5 1	4 7	4 3	4 3	1 3	3 5			
5 2	4 8	4 4	4 4	1 3	3 6			
5 3	4 9	4 5	4 5	1 4	3 7			
5 4	5 0	4 6	4 6	1 4	3 8			
5 5	5 1	4 7	4 7	1 4	3 9			
5 6	5 2	4 8	4 8	1 4	4 0			
5 7	5 3	4 9	4 9	1 5	4 1			
5 8	5 4	5 0	5 0	1 5	4 2			
5 9	5 5	5 1	5 1	1 5	4 3			

6 0	5 6	5 2	5 2	1 5	4 4			
6 1	5 7	5 3	5 3	1 5	4 5			
6 2	5 8	5 4	5 4	1 5				
6 3	5 9	5 5	5 5	1 5				
6 4	6 0	5 6	5 6	1 5				
6 5	6 1	5 7	5 7	1 5				
6 6	6 2	5 8	5 8	1 5				
6 7	6 3	5 9	5 9	1 5				
6 8	6 4	6 0	6 0	1 5				
6 9	6 5	6 1	6 1	1 5				
7 0	6 6	6 2	6 2	1 5				
7 1	6 7	6 3	6 3	1 5				
7 2	6 8	6 4	6 4	1 5				
7 3	6 9	6 5	6 5	1 5				
7 4	7 0	6 6	6 6	1 5				
7 5	7 1	6 7	6 7	1 5				
7 6	7 2	6 8	6 8	1 5				
7 7	7 3	6 9	6 9	1 5				
7 8	7 4	7 0	7 0	1 6				
7 9	7 5	7 1	7 1	1 6				
8 0	7 6	7 2	7 2	1 6				
8 1	7 7	7 3	7 3	1 6				
8 2	7 8	7 4	7 4	1 6				
8 3	7 9	7 5	7 5	1 6				
8 4	8 0	7 6	7 6	1 6				
8 5	8 1	7 7	7 7	1 7				
8 6	8 2	7 8	7 8					
8 7	8 3	7 9	7 9					
8 8	8 4	8 0	8 0					

89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

(提案理由)

一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員及び特定任期付職員の給与並びに暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員を含む本市の一般職の

職員の給料表の改定等について、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例の一部改正について

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	183,500	230,000	261,300
2	184,600	231,500	262,300
3	185,800	233,000	263,300
4	186,900	234,500	264,300
5	188,000	236,000	265,300
6	189,700	237,500	266,300
7	191,300	239,000	267,300

8	192,900	240,500	268,300
9	194,500	242,000	269,300
10	196,200	243,400	270,300
11	197,800	244,800	271,300
12	199,400	246,200	272,300
13	201,000	247,400	273,300
14	202,700	248,600	274,300
15	204,400	249,800	275,300
16	206,100	251,000	276,400
17	207,400	252,100	277,400
18	209,000	253,200	278,700
19	210,600	254,300	280,000
20	212,100	255,400	281,200
21	213,600	256,400	282,500
22	215,200	257,400	283,800
23	216,800	258,400	285,000
24	218,400	259,400	286,200
25	220,000	260,400	287,300
26	221,700	261,300	288,500
27	223,000	262,200	289,800
28	224,300	263,100	291,100
29	225,600	263,900	292,400
30	226,700	264,700	293,400
31	227,800	265,500	294,400
32	228,900	266,300	295,500
33	230,000	267,000	296,600
34	231,100	267,800	297,800
35	232,200	268,600	298,900
36	233,300	269,300	300,100
37	234,400	270,000	301,300

38	235,400	270,800	302,600
39	236,400	271,600	303,900
40	237,300	272,300	305,200
41	238,200	273,000	306,500
42	239,100	273,800	307,800
43	239,900	274,600	309,100
44	240,700	275,300	310,400
45	241,400	276,000	311,700
46	242,000	276,700	313,000
47	242,600	277,400	314,300
48	243,200	278,100	315,400
49	243,800	278,800	316,300
50	244,400	279,500	317,600
51	245,000	280,200	318,900
52	245,500	280,900	320,200
53	246,000	281,500	321,400
54	246,400	282,200	322,700
55	246,700	282,800	323,900
56	247,000	283,500	325,100
57	247,300	284,100	326,400
58	247,600	284,800	327,500
59	247,900	285,400	328,600
60	248,200	286,100	329,700
61	248,500	286,700	330,400
62	248,800	287,400	331,300
63	249,100	288,000	332,000
64	249,400	288,500	332,800
65	249,700	289,000	333,600
66	250,000	289,600	334,000
67	250,300	290,100	334,600

68	250,600	290,700	335,300
69	250,900	291,200	336,100
70	251,200	291,700	336,800
71	251,500	292,300	337,500
72	251,800	292,900	338,100
73	252,100	293,400	338,600
74	252,400	293,900	339,200
75	252,700	294,300	339,700
76	253,000	294,600	340,300
77	253,300	294,800	340,600
78	253,600	295,100	341,100
79	253,900	295,300	341,500
80	254,200	295,600	341,900
81	254,500	295,800	342,300
82	254,800	296,000	342,800
83	255,100	296,300	343,300
84	255,400	296,500	343,800
85	255,700	296,800	344,100
86	256,000	297,100	344,500
87	256,300	297,400	344,900
88	256,600	297,700	345,300
89	256,900	298,000	345,600
90	257,200	298,300	346,000
91	257,500	298,600	346,400
92	257,800	299,000	346,800
93	258,100	299,200	347,000
94		299,400	347,400
95		299,700	347,800
96		300,100	348,200
97		300,300	348,400

98	300,600	348,800
99	301,000	349,200
100	301,400	349,500
101	301,600	349,800
102	301,900	350,200
103	302,200	350,600
104	302,500	351,000
105	302,700	351,500
106	303,000	351,900
107	303,300	352,300
108	303,600	352,700
109	303,800	353,200
110	304,200	353,600
111	304,600	353,900
112	304,900	354,200
113	305,100	354,700
114	305,300	
115	305,600	
116	306,000	
117	306,200	
118	306,400	
119	306,700	
120	307,000	
121	307,400	
122	307,600	
123	307,900	
124	308,200	
125	308,500	

第2条 奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「月額450,000円を超えない範囲内において」を削る。

第25条第2項を次のように改める。

- 2 第2条、第3条及び第15条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員の報酬については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

第26条第2項第1号中「55,000円」を「150,000円」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300
2	184,600	231,500	266,300
3	185,800	233,000	267,300
4	186,900	234,500	268,300
5	188,000	236,000	269,300
6	189,700	237,500	270,300
7	191,300	239,000	271,300
8	192,900	240,500	272,300
9	194,500	242,000	273,300
10	196,200	243,400	274,300
11	197,800	244,800	275,300
12	199,400	246,200	276,400
13	201,000	247,400	277,400
14	202,700	248,600	278,700
15	204,400	249,800	280,000
16	206,100	251,000	281,200

17	207,400	252,100	282,500
18	209,000	253,200	283,800
19	210,600	254,300	285,000
20	212,100	255,400	286,200
21	213,600	256,400	287,300
22	215,200	257,400	288,500
23	216,800	258,400	289,800
24	218,400	259,400	291,100
25	220,000	260,400	292,400
26	221,700	261,300	293,400
27	223,000	262,200	294,400
28	224,300	263,100	295,500
29	225,600	263,900	296,600
30	226,700	264,700	297,800
31	227,800	265,500	298,900
32	228,900	266,300	300,100
33	230,000	267,000	301,300
34	231,100	267,800	302,600
35	232,200	268,600	303,900
36	233,300	269,300	305,200
37	234,400	270,000	306,500
38	235,400	270,800	307,800
39	236,400	271,600	309,100
40	237,300	272,300	310,400
41	238,200	273,000	311,700
42	239,100	273,800	313,000
43	239,900	274,600	314,300
44	240,700	275,300	315,400
45	241,400	276,000	316,300
46	242,000	276,700	317,600

47	242,600	277,400	318,900
48	243,200	278,100	320,200
49	243,800	278,800	321,400
50	244,400	279,500	322,700
51	245,000	280,200	323,900
52	245,500	280,900	325,100
53	246,000	281,500	326,400
54	246,400	282,200	327,500
55	246,700	282,800	328,600
56	247,000	283,500	329,700
57	247,300	284,100	330,400
58	247,600	284,800	331,300
59	247,900	285,400	332,000
60	248,200	286,100	332,800
61	248,500	286,700	333,600
62	248,800	287,400	334,000
63	249,100	288,000	334,600
64	249,400	288,500	335,300
65	249,700	289,000	336,100
66	250,000	289,600	336,800
67	250,300	290,100	337,500
68	250,600	290,700	338,100
69	250,900	291,200	338,600
70	251,200	291,700	339,200
71	251,500	292,300	339,700
72	251,800	292,900	340,300
73	252,100	293,400	340,600
74	252,400	293,900	341,100
75	252,700	294,300	341,500
76	253,000	294,600	341,900

77	253,300	294,800	342,300
78	253,600	295,100	342,800
79	253,900	295,300	343,300
80	254,200	295,600	343,800
81	254,500	295,800	344,100
82	254,800	296,000	344,500
83	255,100	296,300	344,900
84	255,400	296,500	345,300
85	255,700	296,800	345,600
86	256,000	297,100	346,000
87	256,300	297,400	346,400
88	256,600	297,700	346,800
89	256,900	298,000	347,000
90	257,200	298,300	347,400
91	257,500	298,600	347,800
92	257,800	299,000	348,200
93	258,100	299,200	348,400
94		299,400	348,800
95		299,700	349,200
96		300,100	349,500
97		300,300	349,800
98		300,600	350,200
99		301,000	350,600
100		301,400	351,000
101		301,600	351,500
102		301,900	351,900
103		302,200	352,300
104		302,500	352,700
105		302,700	353,200
106		303,000	353,600

107	303,300	353,900
108	303,600	354,200
109	303,800	354,700
110	304,200	
111	304,600	
112	304,900	
113	305,100	
114	305,300	
115	305,600	
116	306,000	
117	306,200	
118	306,400	
119	306,700	
120	307,000	
121	307,400	
122	307,600	
123	307,900	
124	308,200	
125	308,500	

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度給与条例」という。）別表第1の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の会計年度給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正前の会計年度給与条例」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度給与条

例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

- 4 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職務の級が3級である会計年度任用職員の切替日における号給(附則別表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(附則別表において「旧号給」という。)に対応する附則別表の新号給欄に定める号給とする。

(会計年度任用職員が受けていた号給等の基礎)

- 5 前項の規定の適用については、前項の会計年度任用職員が受けていた号給は、この条例による改正前の会計年度給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表(附則第4項関係)

旧号給	新号給
	3級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9
14	10

1 5	1 1
1 6	1 2
1 7	1 3
1 8	1 4
1 9	1 5
2 0	1 6
2 1	1 7
2 2	1 8
2 3	1 9
2 4	2 0
2 5	2 1
2 6	2 2
2 7	2 3
2 8	2 4
2 9	2 5
3 0	2 6
3 1	2 7
3 2	2 8
3 3	2 9
3 4	3 0
3 5	3 1
3 6	3 2
3 7	3 3
3 8	3 4
3 9	3 5
4 0	3 6
4 1	3 7
4 2	3 8
4 3	3 9

4 4	4 0
4 5	4 1
4 6	4 2
4 7	4 3
4 8	4 4
4 9	4 5
5 0	4 6
5 1	4 7
5 2	4 8
5 3	4 9
5 4	5 0
5 5	5 1
5 6	5 2
5 7	5 3
5 8	5 4
5 9	5 5
6 0	5 6
6 1	5 7
6 2	5 8
6 3	5 9
6 4	6 0
6 5	6 1
6 6	6 2
6 7	6 3
6 8	6 4
6 9	6 5
7 0	6 6
7 1	6 7
7 2	6 8

7 3	6 9
7 4	7 0
7 5	7 1
7 6	7 2
7 7	7 3
7 8	7 4
7 9	7 5
8 0	7 6
8 1	7 7
8 2	7 8
8 3	7 9
8 4	8 0
8 5	8 1
8 6	8 2
8 7	8 3
8 8	8 4
8 9	8 5
9 0	8 6
9 1	8 7
9 2	8 8
9 3	8 9
9 4	9 0
9 5	9 1
9 6	9 2
9 7	9 3
9 8	9 4
9 9	9 5
1 0 0	9 6
1 0 1	9 7

1 0 2	9 8
1 0 3	9 9
1 0 4	1 0 0
1 0 5	1 0 1
1 0 6	1 0 2
1 0 7	1 0 3
1 0 8	1 0 4
1 0 9	1 0 5
1 1 0	1 0 6
1 1 1	1 0 7
1 1 2	1 0 8
1 1 3	1 0 9

(提案理由)

常勤職員の給与改定及び通勤手当支給の上限変更に合わせて、会計年度任用職員の給与の改定及び費用弁償の上限の変更を行うものである。

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第23条」を「第24条」に改める。

第12条第8項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第11項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第13項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市職員の退職手当に関する条例第12条第8項（第4号に係る部分に限り、同条第12項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した奈良市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

国家公務員退職手当法の一部改正により、国家公務員の就業促進手当のうち就業手当が廃止されたことに準じて、本市の職員においても同様の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第1号中「有料道路」を「有料の道路」に、「交通機関」を「交通機関等」に改める。

第6条の2第1項本文中「事業所を」を「勤務場所を」に、「又は在勤する事業所」を「又は勤務場所」に、「配偶者と」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と」に、「又は事業所」を「又は勤務場所」に、「直後に在勤する事業所」を「直後の勤務場所」に改め、「ことが」の次に「通勤距離等を考慮して」を加え、同項ただし書中「在勤する事業所」を「勤務場所」に改め、「ことが、」の次に「通勤距離等を考慮して」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、職員となる直前の住居から職員となった直後の勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴

